厚生労働大臣が定める掲示事項

2026 年 10 月 1 日現在

当クリニックは、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

■基本的な掲示事項

【入院基本料に関する事項】

当クリニックの入院基本料に係る届出内容及び看護職員の配置状況は以下のとおりです。

当クリニックは、看護職員が 7 人以上勤務しています。

【明細書の発行について】

当クリニックでは、医療の透明化や患者さまへの情報提供を推進する観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

【先発医薬品(長期収載品)の選定療養について】

後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で、患者さまのご希望により先発医薬品の処方を希望される場合は、薬価の差額の 2 分の 1 相当を「特別の料金」としてご負担いただきます。

■地方厚生局への届出一覧

〈基本診療料〉

時間外対応体制加算 1

有床診療所入院基本料

ハイリスク妊娠管理加算

地域支援・医薬品供給対応体制加算 1

継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準

産科管理加算 2

〈特掲診療料〉

乳腺炎重症化予防ケア・指導料

婦人科特定疾患治療管理料

HPV 核酸検出及びＨＰＶ核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注 5

入院ベースアップ評価料 250

地域支援・外来医薬品供給対応体制加算

■施設基準に基づく個別の掲示事項

【地域支援・外来医薬品供給対応体制加算】

当クリニックでは、入院及び外来において後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでおります。医薬品の供給が不足した場合には、治療計画の見直し等を含め、医薬品の処方の変更等に関して適切に対応できる体制を整備しております。医薬品の供給状況によっては、投与する薬剤を変更する可能性がございます。変更する場合には、患者さまに十分にご説明いたします。

【時間外の対応について】

当クリニックは、診療時間外であっても、患者さんからのお電話等でのお問い合わせに、当クリニックの医師・看護職員等が常時対応できる体制を整えております。状況に応じて、外来受診・往診・他の医療機関との連携・救急搬送など、必要な対応を行います。

【明細書発行体制等加算について】

当クリニックでは、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

【一般名処方について】

当クリニックでは、後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬について、商品名ではなく有効成分の名称(一般名)で処方する場合があります。一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要なお薬を提供しやすくなります。
なお、医療上の必要性があると認められない場合に、患者さまのご希望により先発医薬品(長期収載品)を使用する場合には､後発医薬品との価格差の一部を患者さまにご負担いただく「選定療養」の対象となります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお申し出ください。

【地域支援・外来医薬品供給対応体制加算について】

当クリニックでは、入院および外来において後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでおります。医薬品の供給が不足した場合には、治療計画の見直し等を含め、医薬品の処方の変更等に関して、適切に対応できる体制を整備しております。医薬品の供給状況によっては、投与する薬剤を変更する可能性があります。変更する場合には、患者さまに十分にご説明いたします。

【入院ベースアップ評価料について】

当クリニックでは、質の高い医療を持続的に提供するため、医療現場で働くスタッフの処遇改善(賃上げ)に積極的に取り組んでおります。本加算は、看護職員をはじめとした医療従事者の賃金改善を目的として設けられたものです。

【外来・在宅ベースアップ評価料について】

当クリニックでは、質の高い医療を持続的に提供するため、医療現場で働くスタッフの処遇改善(賃上げ)に積極的に取り組んでおります。本加算は、看護職員をはじめとした医療従事者の賃金改善を目的として設けられたものです。